

# 第3次つくば市行政改革大綱

平成28年4月



## はじめに

つくば市においては、市民誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、平成8年7月及び平成16年2月に行政改革大綱を策定し、直面する行政課題に取り組んできました。そして、この大綱に掲げられている推進目標を実効性のある形で実現していくため、大綱に基づく実施計画をそれぞれ策定し、積極的に行政改革を推進してきました。

平成27年度から、目指すまちの姿やその実現のための基本的な方針等を示した「つくば市未来構想」と、市の主要な施策等を示した「つくば市戦略プラン」に基づき、「住んでみたい 住み続けたいまち つくば ～人と自然と科学が育む スマート・ガーデンシティ～」の構築をオールつくばで進めているところです。

また、来るべきつくば市の人口減少に対応するため、国の策定したまち・ひと・しごと創生に関する長期ビジョン及び総合戦略と整合を図りつつ、つくば市独自の課題に対する処方せんとして、つくば市人口ビジョン及びつくば市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

一方で、少子化や高齢化の急速な進行、市民ニーズの多様化・高度化、公共施設等の老朽化、グローバル化の進展などつくば市及び地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、地方創生と地方分権の進展により、自己決定・自己責任の原則のもと、地方自治体の役割・責務が拡大するとともに、これまで以上に自主性・自立性の高い行政運営の確立が求められています。

このような状況の中で、つくば市では、質の高い公共サービスの実現に向けて、新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要であることから、第3次つくば市行政改革大綱を策定することとしました。

# 目次

<b>第1章</b>	<b>これまでの行政改革への取組と成果</b>	
1	これまでの取組	1
2	取組の成果	1
<b>第2章</b>	<b>本市を取り巻く環境</b>	
1	将来人口の減少	4
2	まち・ひと・しごと創生への対応	5
3	公共施設等の老朽化対策	5
4	今後の都市基盤整備	5
5	地方分権改革の更なる進展	5
6	多様化する市民ニーズへの対応	6
7	グローバル化の進展	6
8	新たな仕組みや制度改正等への対応	6
<b>第3章</b>	<b>行政改革大綱の基本方針</b>	
1	新たな大綱策定の必要性	7
2	位置付け	7
3	基本理念	8
4	基本理念に基づく基本推進項目	8
5	行政改革大綱の体系	9
<b>第4章</b>	<b>具体的な取組</b>	
1	効果的・効率的な行政経営の推進	10
2	組織力・職員能力の向上	11
3	健全な財政基盤の確立	12
4	市民協働によるまちづくりの推進	14
5	シティプロモーションの戦略的な推進	15
<b>第5章</b>	<b>行政改革大綱の推進</b>	
1	推進期間	17
2	大綱に基づく実施計画の策定	17
3	推進体制	18
	<b>用語解説</b>	<b>19</b>

# 第1章

# これまでの行政改革への取組と成果

## 1 これまでの取組

本市では、市民が安定して、安全で安心して暮らせる都市づくりを目指して、平成8年7月にその基本的方向を示す行政改革大綱を定め、また、この大綱に基づく実施計画を策定し、直面する行政課題に取り組みました。

平成14年11月には、荃崎町との合併により、市域の拡大と新たに消防やごみ処理及び水道事業などの事務が加わることとなりました。こうした状況を踏まえ、これまで以上に簡素で効率的な行政運営を目指し、平成16年2月に第2次となる行政改革大綱を策定しました。また、大綱に基づく実施計画を策定し、行政改革に取り組んできたところです。

つくば市行政改革大綱		平成8年7月策定	
策定時期	名称	取組期間	縮減効果額
平成10年6月	実施計画	平成9年度～平成13年度	20億9千6百万円
平成12年3月	実施計画(改正)	平成9年度～平成13年度	

第2次つくば市行政改革大綱		平成16年2月策定	
策定時期	名称	取組期間	縮減効果額
平成16年3月	実施計画	平成15年度～平成17年度	32億9千6百万円
平成18年5月	実施計画(集中改革プラン)	平成18年度～平成21年度	106億7千7百万円
平成22年4月	実施計画(行政改革マニフェスト)	平成22年度～平成26年度	43億4千2百万円
平成27年5月	実施計画(行政改革マニフェスト)(改正)	平成27年度まで期間延長	—

※ 平成16年3月策定「実施計画」の縮減効果額には、17年度分が含まれていません。

### 【主な取組内容】

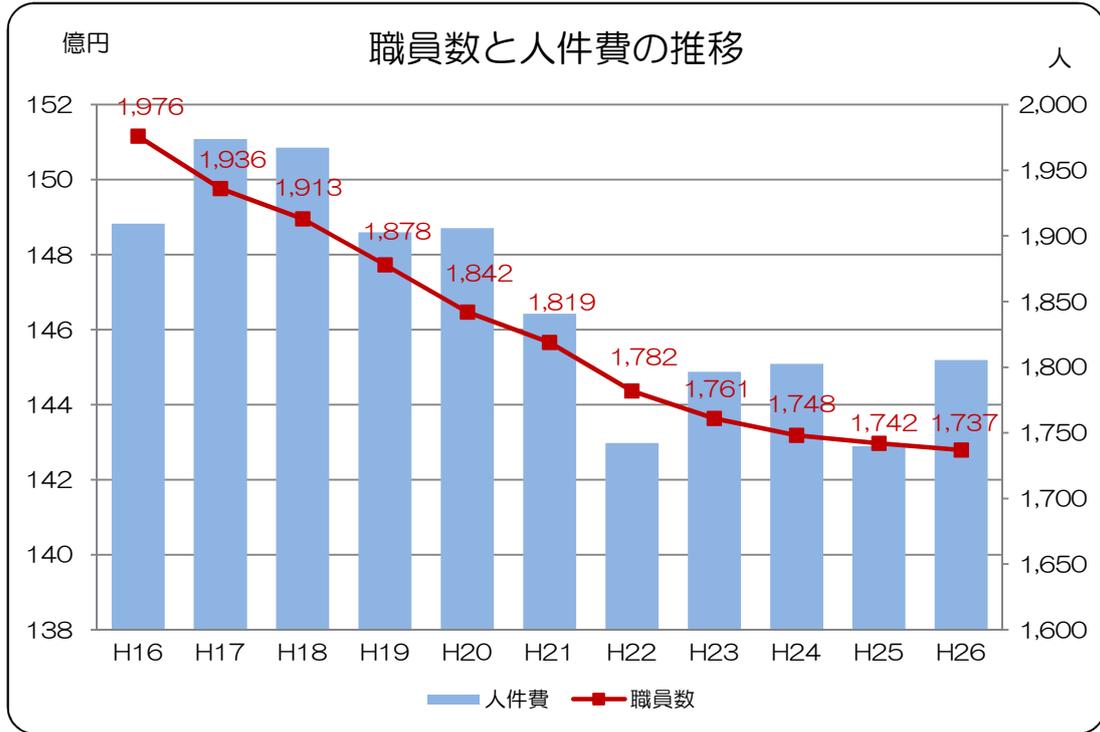
- 定員適正化計画の推進 約83億1千万円の縮減額
- 使用料・手数料の見直し 約48億5千万円の効果額
- 医療費適正化の推進 約10億2千万円の縮減額 など

## 2 取組の成果

これまで取り組んできた行政改革により、市民サービスの向上や経費削減など一定の成果を上げてきました。

### (1) 職員数とその人件費の縮減

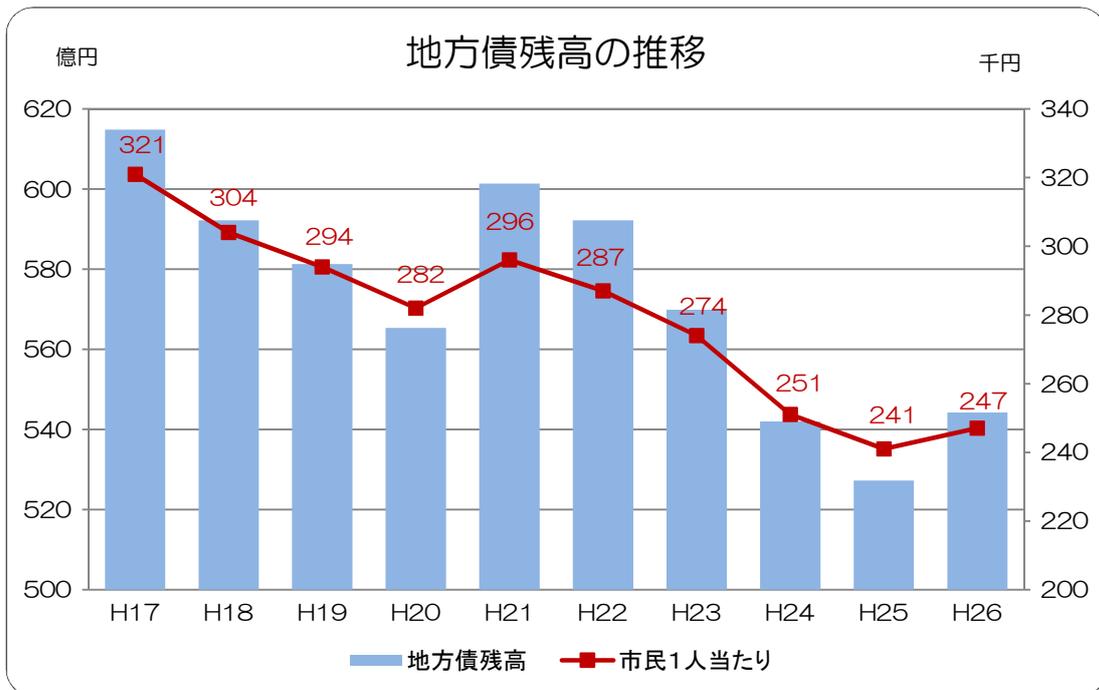
職員の資質を向上させるとともに、効率的な行政運営を実践してきたことにより、職員数の縮減を図りました。それに伴い、人件費も縮減されました。



※ 人件費については、普通会計の一般職員の給与、共済組合負担金、退職手当負担金などになります。

## (2) 地方債残高の縮減

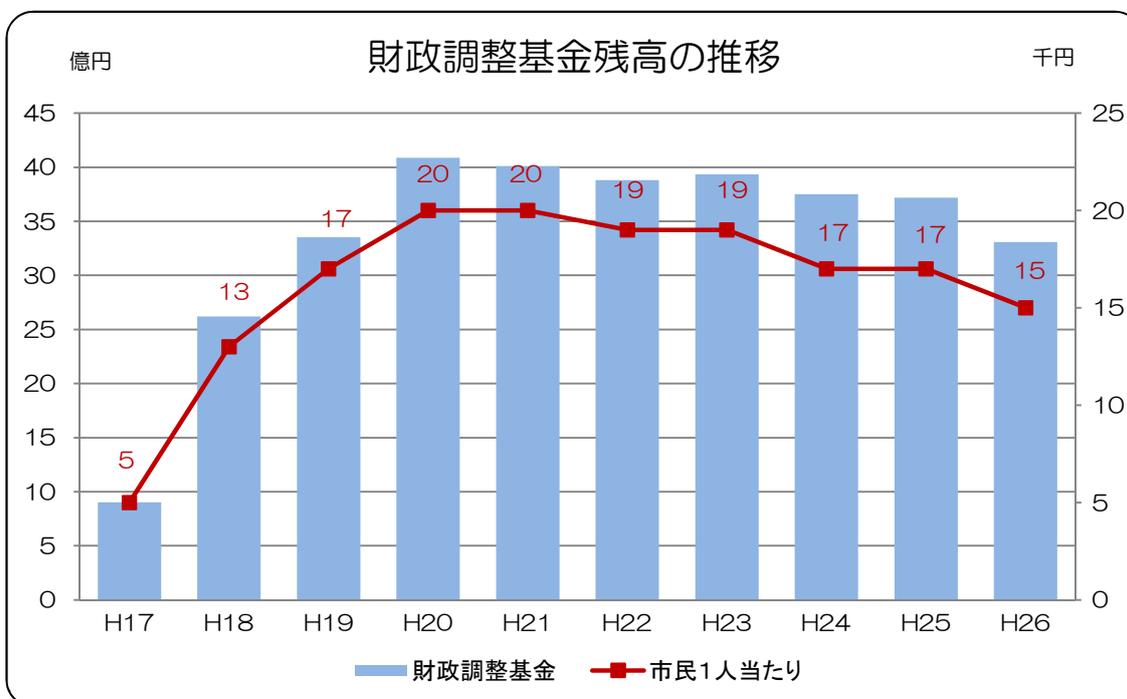
次世代に過度な負担を残さないように、借入を必要性や効果の高い事業に厳選し、地方債残高の縮減を図りました。



※ 一般会計の地方債残高になります。

### (3) 財政調整基金残高の増加

効果的、効率的な財政運営により、基金への積立てを可能とし、財政調整基金<sup>\*1</sup>残高を増加させました。



### (4) 指定管理者制度の導入

地方自治法の一部改正により公の施設の管理について指定管理者制度<sup>\*2</sup>が導入されました。市では、平成17年度より制度導入を図り、現在、ふれあいプラザをはじめ33施設において、利用者への民間ノウハウを活用した質の高いサービスが提供されています。

指定管理者管理運営施設利用者アンケート

項目	満足度	
	平成25年度	平成26年度
施設管理について	83.4%	84.9%
利用しやすさについて	82.3%	83.0%
職員の対応について	86.0%	85.6%

※全施設の平均値

### (5) 新たな都市基盤整備への投資

市の更なる成長や安全で快適な市民生活を支える都市基盤整備への財源を確保し、新庁舎、春日学園、つくば駅前広場、消防庁舎等の整備を行いました。

## 第2章

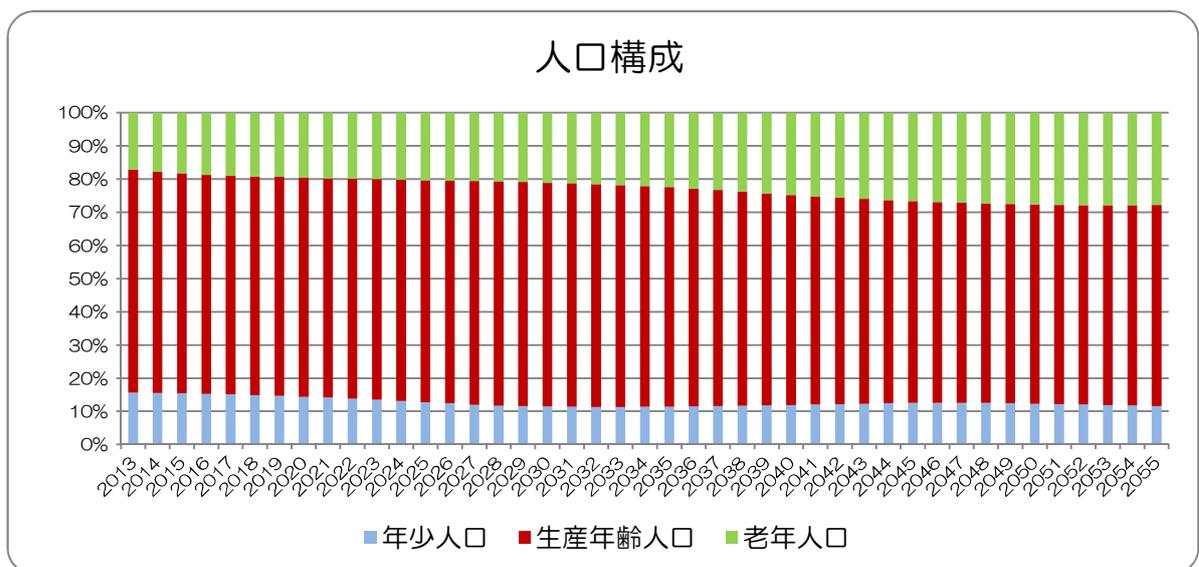
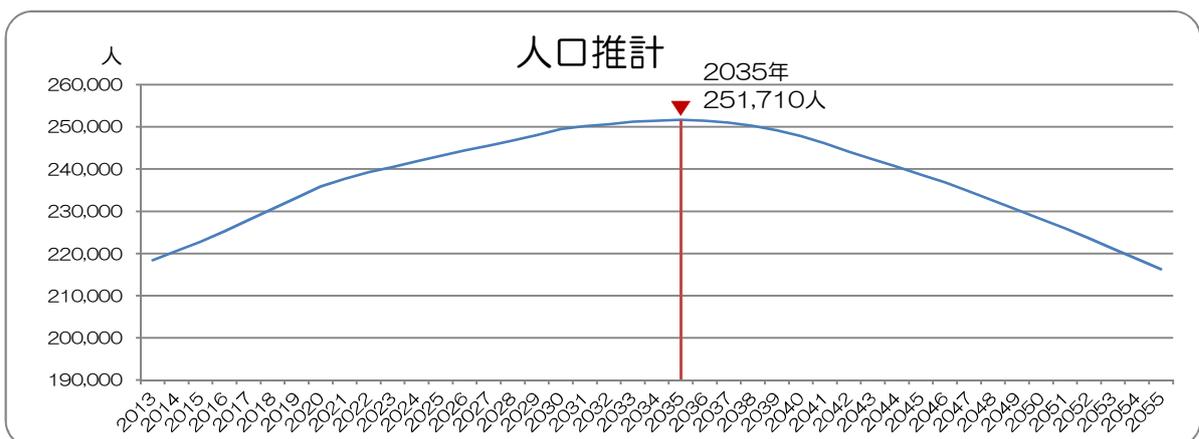
# 本市を取り巻く環境

## 1 将来人口の減少

つくば市の人口は、2005年に20万人を突破し、その後もつくばエクスプレス沿線市街地などを中心に、着実に増加しています。人口推計(中位)<sup>\*3</sup>では、今後も一定の人口定着が続き、2035年の約25万2千人をピークとして、やがて緩やかに人口減少に転じると予想されます。

また、人口の構成については、年少人口の割合が現在15.5%であるのに対し、2035年には11.4%程度に、生産年齢人口は現在の67.2%が2035年には66.1%程度に、老年人口は現在17.1%が2035年には22.4%程度になると推計されます。

このようなことから、中長期的に、歳入では、生産年齢人口の減少による税収の減少、歳出では、老年人口の増加による医療、介護の社会保障関係経費の増加などにより、市の財政運営が厳しさを増す状況となることが懸念されます。



※ 年齢の定義 年少人口：0歳～14歳の人口 生産年齢人口：15歳～64歳の人口 老年人口：65歳～の人口

※ データについては、平成26年度策定「つくば市未来構想」より引用

## 2 まち・ひと・しごと創生への対応

国は、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を目指すため、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（長期ビジョン）」及びこれを実現するため、今後5か年の目標や施策や基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」を平成26年12月27日に閣議決定しました。

そこで、本市においても国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、本市の特性を踏まえた「つくば市人口ビジョン」と「つくば市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

当該戦略を着実に実施することにより、定住人口の増加傾向を保ち、将来にわたって活力ある地域社会を維持していかなければなりません。

## 3 公共施設等の老朽化対策

市の公共施設やインフラ（道路・上水道・下水道など）は、高度経済成長期から研究学園都市建設期にかけて集中的に整備されており、多くの施設は、建設から30年以上が経過し、老朽化が進行しています。老朽化した公共施設等の維持管理や長寿命化には、多額の事業費が必要となります。

このようなことから、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適切な維持管理を行う必要があります。

## 4 今後の都市基盤整備

つくばエクスプレス沿線地区などでは、増加する行政サービス需要に対応していくため、小・中学校などの新たな公共施設等を整備する必要があります。また、リサイクルセンター、学校給食センター、基幹道路など、市民生活を支える都市基盤の整備が必要となります。

## 5 地方分権改革の更なる進展

地方分権改革では、国と地方との関係を、対等・協力の新しい関係に転換するとの理念を掲げ、これまで機関委任事務制度の廃止や義務付け・枠付けの見直し<sup>\*4</sup>などを行うことにより、地方分権の基盤が構築されました。一方で、日本が成熟社会を迎えている中であって、地域社会における諸課題は複雑化しており、それを画一的な方法で解くことはできず、それぞれの地域の実情に応じた柔軟な対応が求められています。こうした状況の下、地方は、多様な行政ニーズに主体的に対応することで、地域の元気をつくり、住民サービスの質を向上させることが求められています。

今後、ますます地方分権改革は加速すると予想され、これまで以上に自主性・自立性の高い行政運営の確立に向けて取り組む必要があります。

## 6 多様化する市民ニーズへの対応

人々の価値観やライフスタイルが、ますます多様化・個別化していくことに伴い、市民ニーズも高度化・複雑化しています。また、少子・高齢化の進行や社会情勢の変動に伴い、子どもを育てる環境の変化や世帯構成の多様化による地域コミュニティの希薄化などが起きつつあります。

こうした中、将来にわたって質の高い行政サービスを提供し、市民満足度を高めるためには、行政のみならず市民、区会、企業、大学、NPOなどの多様な主体がそれぞれの特徴を生かしながら、公共サービスの担い手として活動できる環境づくりに取り組むとともに、様々な担い手の育成に取り組むことが必要となります。

## 7 グローバル化の進展

市内には、世界有数の研究機関等が立地し、数多くの外国人研究者・留学生が生活しています。また、今後更なるグローバル化が進展することにより、人の国際的移動が加速され、本市における外国人生活者も増えることが予想されます。

こうした中で、「国籍や民族などの異なる人々が互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていく」多文化共生のまちづくりを進めるとともに、「国際都市つくば」にふさわしい国際的な感覚を持った職員を育成していく必要があります。

## 8 新たな仕組みや制度改正等への対応

本市は、つくば市定員管理指針に基づき、職員数の適正化等に取り組み、職員数を削減してきましたが、その一方で、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）<sup>※5</sup>や新地方公会計制度などの新たな仕組みや制度改正等に伴う業務への対応が求められています。

今後も限られた職員数でそれらに対応しながら、市民サービスの向上を図るためには、職員一人一人の資質や能力の向上を図るとともに、積極的なICT<sup>※6</sup>化の推進や民間委託等の推進などにより、効果的で効率的な行政経営を進める必要があります。

## 第3章

# 行政改革大綱の基本方針

## 1 新たな大綱策定の必要性

第2次行政改革大綱の策定から10年以上が経過する中で、第2章でも述べたとおり、将来人口の減少、公共施設等の老朽化対策、地方分権改革の更なる進展、多様化する市民ニーズへの対応等、社会情勢の変化など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

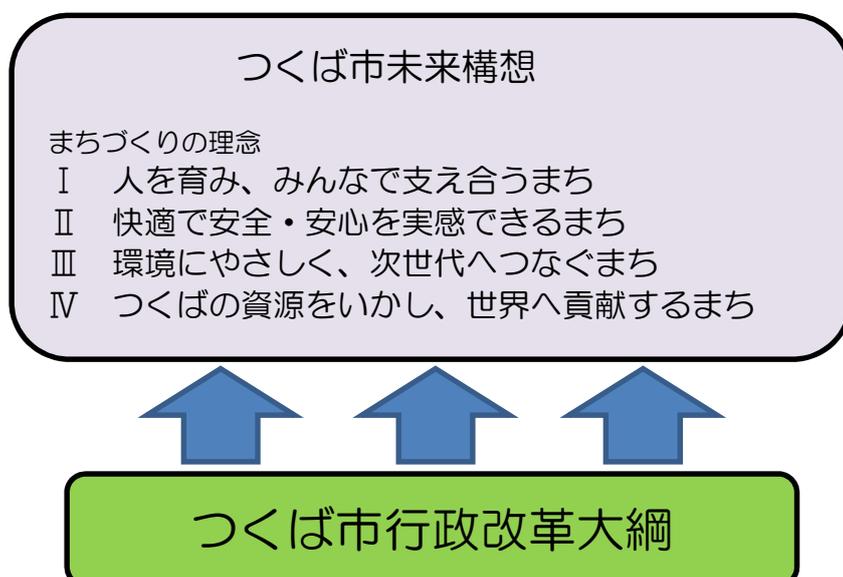
つくば市では、第2次行政改革大綱に基づき「市民と協働する市政の推進」を基本理念として、「市民主体のまちづくりの推進」、「健全な財政運営の推進」、「民間活力の積極的な活用」、「行政サービスの質的向上」等の推進目標を掲げ、行政改革に取り組み、着実に成果を上げてきたところです。

一方で、つくば市行政改革大綱策定から10年余りが経過した今、これまでの改革の成果をいかし、変化した社会情勢に対応し、更なる市民サービス向上に向けた取り組みが必要となります。こうしたことから、第3次つくば市行政改革大綱を策定するものです。

## 2 位置付け

つくば市未来構想の目指すまちづくりを進めるには、本大綱に基づく行政改革の推進により、経営資源の確保や市民に質の高いサービスを提供していくことが不可欠です。このことから、本大綱は、つくば市未来構想の円滑な推進の下支えをするものとして位置付けます。

また、本大綱は、行政改革を進める方向性を示すもので、全職員が事業を推進する上で、基本的な指針となるものです。



### 3 基本理念

経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を効率的・効果的に活用するとともに、市民をはじめとする多様な担い手との協働により、質の高い公共サービスの実現を目指す行政経営を展開します。

基本理念  
質の高い公共サービスの実現を目指す  
行政経営の展開

### 4 基本理念に基づく基本推進項目

本市を取り巻く環境が大きく変化している中、今後も市民満足度の高い行政サービスを提供し続けていくためには、ICTの活用や事務事業の見直しなど、徹底した効率化を図るとともに、限られた財源を真に市民が求めている行政サービスへ、重点的かつ効率的な配分が必要となります。さらに、市民や企業等の多様な担い手との協働によるまちづくりを一層進めていくことも必要となります。

このようなことから、基本理念に基づいた行政改革を推進するために、次の5つの基本推進項目を定めました。

#### 基本推進項目

1 効果的・効率的な行政経営の推進

2 組織力・職員能力の向上

3 健全な財政基盤の確立

4 市民協働によるまちづくりの推進

5 シティプロモーションの戦略的な推進

## 5 行政改革大綱の体系

基本理念	基本推進項目	取組事項
質の高い公共サービス経営の発展の実現を目指す	1 効果的・効率的な行政経営の推進	(1) 事務事業の見直し
		(2) ICT活用による効率化
		(3) 民間活力の活用
	2 組織力・職員能力の向上	(1) 迅速・的確に対応できる組織の構築
		(2) 職員配置の最適化
		(3) 職員の意識改革・人材育成
		(4) 仕事と生活の調和
	3 健全な財政基盤の確立	(1) 歳出削減への取組
		(2) 歳入確保への取組
		(3) 公共施設等の適正管理
		(4) 公営企業会計・特別会計の健全化
	4 市民協働によるまちづくりの推進	(1) 市民協働の更なる推進
		(2) 地域活動への支援
		(3) 市民との情報共有
	5 シティプロモーションの戦略的な推進	(1) ブランド化戦略の推進
(2) 各種プロモーションの推進		

## 第4章

## 具体的な取組

### 基本推進項目1 効果的・効率的な行政経営の推進

社会情勢が厳しさを増し、経営資源に限られる中、戦略的に取り組む施策の推進や高度化・多様化する市民ニーズに着実に対応し、質の高い市民サービスを安定的に提供するため、効果的・効率的な行政経営を進めていきます。

そのため、事務事業をPDCAマネジメントサイクル<sup>\*7</sup>を活用して不断の見直しを行い、重点化・効率化を図ります。また、ICTや民間の活力を積極的・有効的に活用し、利便性の高い市民サービスを提供します。

#### (1) 事務事業の見直し

行政評価システムを活用し、PDCAマネジメントサイクルに基づき、事務事業に係る成果、必要性、有効性、実施主体の妥当性などについて検証・評価を行い、最小の経費で最大の効果を上げるよう事務事業の継続的改善を推進します。

##### 【主な取組】

- 施策評価、事務事業評価の実施
  - ・外部評価の実施
  - ・つくば市マネジメントシステム<sup>\*8</sup>を活用した事業の進行管理
- 職員提案制度<sup>\*9</sup>の活用・活性化

#### (2) ICT活用による効率化

「社会保障・税番号制度」（マイナンバー制度）の導入に伴い、ICTを更に効果的に活用することで、より便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供するとともに、事務処理の効率化や経費の削減を推進します。

##### 【主な取組】

- つくば市情報化基本計画<sup>\*10</sup>の推進
- マイナンバー制度を利用した市独自の取組
- ペーパーレス会議の推進
- 電子申請の利用対象の拡大
- つくば市情報セキュリティ対策方針<sup>\*11</sup>の順守

### (3) 民間活力の活用

「民間にできることは民間に」の観点から、行政サービスの向上と経費の縮減などが図れるものは、民間活力の活用を積極的に推進していきます。

#### 【主な取組】

- 指定管理者制度の推進
- 民間委託等の推進
- 民間の資金とノウハウの活用
  - ・PPP<sup>\*12</sup>導入事業の研究・検討

## 基本推進項目2 組織力・職員能力の向上

社会情勢の変化、多様化する市民ニーズ、高度化する行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、簡素で機能的な組織を構築します。また、限られた職員で質の高い行政サービスを提供するため、職員の意識改革や能力向上を図るとともに、職員の適正な配置に努めます。

### (1) 迅速・的確に対応できる組織の構築

高度化する行政課題などに対して、迅速かつ的確に対応できる機能的で弾力的な組織づくりを引き続き推進します。また、市全体や複数部局にわたる市民ニーズなどに迅速に対応するため、情報の共有や施策の連携など、組織横断的な取組の推進を図ります。

#### 【主な取組】

- 組織横断のプロジェクトチームの積極的な活用
- 組織間連携の推進
- 組織のスリム化

### (2) 職員配置の最適化

地域活性化のための戦略的な事業への職員配置を重点的に行うとともに、最小の職員数で最大の効果を挙げるよう職員の適正な配置を行います。また、引き続き職員数の削減に努めます。

#### 【主な取組】

- つくば市定員管理指針<sup>\*13</sup>に基づく職員数の適正化
- 多様な人材の確保
- 適材適所への人事異動

### (3) 職員の意識改革・人材育成

限られた人員で、厳しい社会環境の変化により多様化・複雑化した市民ニーズに的確に corres えるためには、職員一人一人が意識を改革し、能力向上に努めることで補っていく必要があります。そこで、つくば市職員人材育成基本方針<sup>\*14</sup>で掲げる「目指す職員像」を具現化するため、職員の能力開発に向けた研修の実施や職場内で人を育てる風土の醸成、人事交流など、引き続き人材育成の推進に努めます。

#### 【主な取組】

- つくば市職員人材育成基本方針の目指す職員像の具現化  
目指す職員像
  - ・市民の立場に立って考え、行動する職員
  - ・社会の変化を敏感に察知し、柔軟で積極的に対応する職員
  - ・プロ意識と気概を持って、職務を遂行する職員
  - ・国際都市つくばの名にふさわしい、国際感覚と意識を持った職員
- 人事交流の推進
- 職員研修の充実、自己啓発支援の強化
- 人事評価制度の活用
- つくば市職員人材育成基本方針に基づく人材育成
- 職員提案制度の活用・活性化（再掲）
- コンプライアンスの推進

### (4) 仕事と生活の調和

職員一人一人の能力を十分に引き出すには、個人が充実した生活を送り、心身ともに豊かさを実感して働くことができる環境を整えることが重要です。そのため、時間外勤務の削減、育児休業や子育てに関する諸制度や各種休暇の取得促進などに取り組み、仕事と生活の調和の実現を更に推進します。

#### 【主な取組】

- ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進

### 基本推進項目3 健全な財政基盤の確立

社会保障関係経費などの増加が今後も続くことで、財政を取り巻く環境は、ますます厳しくなると予想されます。そのため、効果や優先順位を踏まえた事業の選択と集中はもとより、徹底したコスト意識による経費の節減、限られた財源の最適な配分を図るとともに、歳入の確保に努め、持続可能な財政基盤を確立します。

また、公共施設やインフラの維持管理・長寿命化などを計画的に行う公共施設等のマネジメントに積極的に取り組むほか、公営企業や特別会計の経営健全化を推進します。

## (1) 歳出削減への取組

徹底したコスト意識による経費の節減を図るとともに、行政評価を積極的に活用し、費用対効果の観点から事業の見直しを適切に行い、スクラップアンドビルドを進めていきます。

### 【主な取組】

- 行政評価に基づく事業の点検
- 民間委託等の推進（再掲）
- 補助金・負担金の適正化
- 統一的な基準による公会計の整備<sup>※15</sup>

## (2) 歳入確保への取組

市税等の収納率の向上を目指すとともに、受益者負担の適正化、新たな財源の確保など、積極的に歳入の確保に努めます。あわせて、国・県による補助金や交付金等の確保に努めます。

### 【主な取組】

- 市税等の収納対策の強化
- 使用料・手数料等の適正化
- 有料広告事業（ネーミングライツ等）の推進
- 公有財産の有効活用
- 納税環境の整備

## (3) 公共施設等の適正管理

市の公共施設等は、高度経済成長期から筑波研究学園都市建設期にかけて、集中的に整備されてきました。今後これらが、一斉に更新時期を迎え、大きな財政負担になると予想されます。そのため、全ての公共施設等を対象とする維持管理の基本的な方針を策定するとともに、適切かつ効率的な公共施設等の維持・管理を行っていきます。

### 【主な取組】

- 長寿命化計画の策定
- 公共施設等資産マネジメント計画<sup>※16</sup>の策定・推進

## (4) 公営企業会計・特別会計の健全化

公営企業会計，特別会計については，収入の確保と徹底した経費の削減を図り，経営の健全化を図ります。また，一般会計からの法令や繰出基準<sup>※17</sup>に基づかない繰出金などは，抑制に努めます。

### 【主な取組】

- 一般会計からの繰出金などの抑制
- 上・下水道への加入促進

## 基本推進項目4 市民協働によるまちづくりの推進

住んでいて良かったと思えるまち，住み続けたいと思えるまち「つくば市」を実現するために，市民や行政や様々な組織が，お互いの違いを認め，互いに尊重し合って対等な関係に立ち，一緒に課題に取り組む市民協働のまちづくりを推進します。また，市政に関する情報を迅速に，分かりやすく発信するとともに，市民からの意見を積極的に取り入れ，相互理解を深めます。

## (1) 市民協働の更なる推進

地域での様々なニーズや課題などに効果的・効率的に対応するため，自助・共助・公助による適切な役割分担のもと，市民，区会，企業，大学，NPOなどの多様な主体との協働を推進します。

### 【主な取組】

- 公園や道路の里親制度<sup>※18</sup>
- 区会活動の振興
- つくば市市民協働ガイドライン<sup>※19</sup>による市民協働の推進
- 防災・防犯・福祉などの自主組織結成の推進
- 企業・大学・研究機関等との協働の推進

自助・共助・公助の役割分担

①	②	③	④	⑤
市民が主体的に活動する範囲	市民の主体性のもとに行政の協力により行う範囲	市民と行政が相互に協力して行う範囲	行政の主体性のもとに市民の協力を得て行う範囲	行政が責任を持って対応すべき範囲
市民の責任範囲 (自助)	市民と行政の協働範囲 (共助)			行政の責任範囲 (公助)

市民と行政の活動を大きく分けて考えると，表のように5つに分かれます。このうち②・③・④が，主として市民と行政の協働でのまちづくりの範囲となります。ただし，こうした範囲の区分は固定的なものではありません。

※つくば市市民協働ガイドラインより

## (2) 地域活動への支援

「地域のことは地域で解決する」ことを目指し、市民が自主的に地域の課題解決に取り組むため、活動拠点の整備や参画する機会を支援します。

### 【主な取組】

- 市民等の自発的で公益的な活動への支援
- つくば市民活動のひろば<sup>\*20</sup>の活用

## (3) 市民との情報共有

市の政策等の情報を積極的に公開することにより、市民のまちづくりへの参画を推進します。また、市民意識調査などで市民ニーズを正しく把握することにより、市民と行政の情報共有化と相互理解を更に深めます。

### 【主な取組】

- パブリックコメントによる市民の市政参画の推進
- 広聴機能の強化
- 市民意識調査による市民ニーズの把握
- つくば市出前講座<sup>\*21</sup>の推進

## 基本推進項目5 シティプロモーションの戦略的な推進

「住んでみたいまち 住み続けたいまち つくば」として、「選ばれるまち」となり、持続的に発展していくために、つくば市そのもののブランド化を図ります。

つくばの魅力を市内外に戦略的に発信するシティプロモーションを推進することで、市の認知度や好感度を高め、都市経営の資源となるヒト・モノ・カネ・情報の確保に努めます。

## (1) ブランド化戦略の推進

まち全体をつくばのブランドとして、オールつくばで取り組み、「つくば市」へのイメージを向上させ、誘客・企業誘致・定住化促進につなげ、持続可能な都市を実現します。

### 【主な取組】

- 地域全体をブランド化した事業の展開
- スローガン「つくば、ホンモノ！」<sup>\*22</sup>の活用
- 親近感・愛着心の醸成

## (2) 各種プロモーションの推進

人口は増加が続いているものの、今後、市の魅力をアピールする施策を講じなければ、将来的に誘客・誘致・定住の低下につながるのは明白です。この課題解決を図るため、ブランド化戦略と一体的にシティプロモーションを推進していきます。

### 【主な取組】

- メディアへの情報提供機会の創出（パブリシティの推進）
- 市民や首都圏住民に向けた情報発信の推進
- 職員の情報発信力の育成

## 第5章 行政改革大綱の推進

### 1 推進期間

第3次つくば市行政改革大綱の推進期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

### 2 大綱に基づく実施計画の策定

大綱に基づく行政改革の取組を着実に推進するため、具体的な取組、目標、実施時期などを明示した実施計画を策定します。

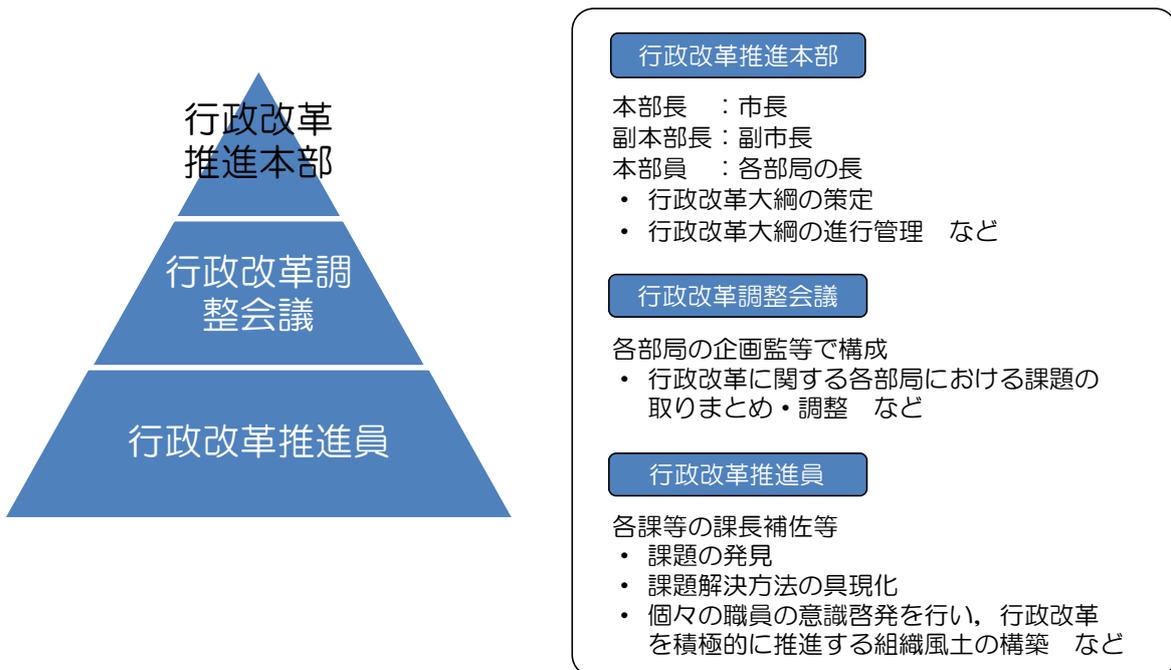
実施計画の計画期間

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37～ (21世紀半ば)
つくば市未来構想	→										
戦略プラン ※5年ごとに改定	→					→					→
第3次つくば市行政改革大綱	→										
実施計画	→										

### 3 推進体制

#### (1) 行政改革推進本部

市長を本部長，副市長を副本部長とし，部長等を本部員として組織する「行政改革推進本部」が本大綱の進行管理を行います。

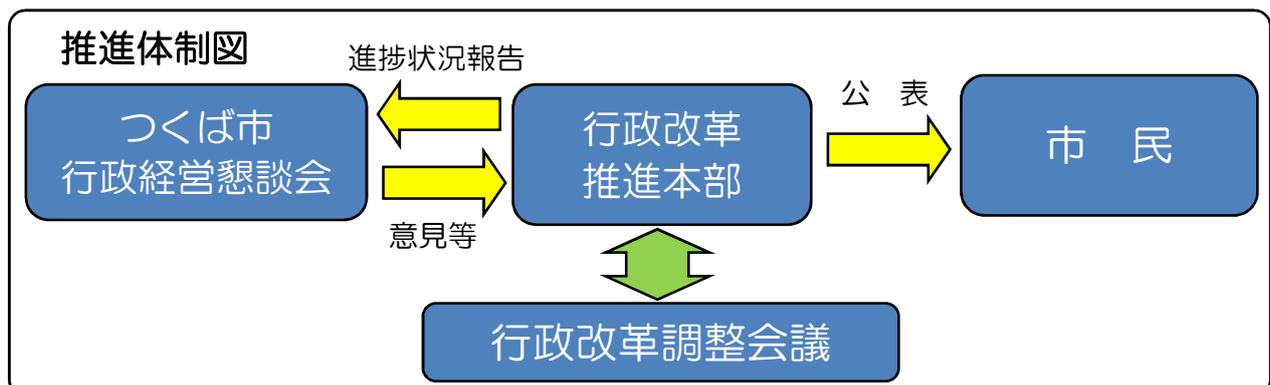


#### (2) つくば市行政経営懇談会

学識経験者などからなるつくば市行政経営懇談会に実施計画の進捗状況を報告し，意見などをいただきます。

#### (3) 進捗状況の公表

実施計画の進捗状況は，ホームページ等に分かりやすく公表します。



### ※1 財政調整基金

財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金

### ※2 指定管理者制度

これまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設（文化施設、公園施設、児童館など）の管理・運営を株式会社をはじめとする営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなどに包括的に代行させることができる制度

### ※3 人口推計（中位）

住民基本台帳や茨城県の人口動態統計などを基に、主にコーホート要因法を用い人口定着率を中位（70%）水準として人口を推計

### ※4 義務付け・枠付けの見直し

これまで国が一律に決定して、地方自治体が義務付けられてきた基準等を地方自治体が条例の制定等により自ら決定して、実施できるように見直しされた。

### ※5 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される制度

### ※6 ICT

情報通信技術を表すITに、コミュニケーションの概念を加えたものであり、ITの概念を更に一歩進め、情報通信技術に通信コミュニケーションの重要性を加味しており、Information and Communication Technologyの略

### ※7 PDCAマネジメントサイクル

Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Act（改善）のプロセスを順に実施し、Actをさらに次のPlanに反映してシステムを循環させる継続的な改善活動である。

### ※8 つくば市マネジメントシステム

平成18年2月にISO9001を認証取得し、行政サービスの効率化や質的向上を図ってきたが、平成24年4月にそれまでに培ってきたISO9001のノウハウ等を基に、つくば市独自で維持・運用できるシステムとして構築された。

### ※9 職員提案制度

一般職の職員に市政に関する政策提言や行政サービスの向上に向けた意見等の提案及び特に効果の認められた業務改善結果等の報告を求め、これらを積極的に行政運営に活用し、市政の更なる発展と職員の意識改革及び士気の高揚を図ることを目的とした制度

#### ※10 つくば市情報化基本計画

情報化に関する政策を総合的に推進するための基本的方向性や具体的な施策などを示す計画

#### ※11 つくば市情報セキュリティ対策方針

ICTにおける時代の変化に対応しつつ、情報漏えいなどを未然に防ぐため、つくば市の情報資産において高度な情報セキュリティを確立し、市民からの信頼を獲得することを目的として、平成24年11月30日に制定された。

#### ※12 PPP

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもので、Public Private Partnership の略

#### ※13 つくば市定員管理指針

平成27年度4月1日の職員数を基準として、平成28年度から平成31年度までの5か年の定員目標が定められている。

#### ※14 つくば市職員人材育成基本方針

目指す職員像と人材育成の総合的な方策を明示し、職員一人一人がつくば市を支える人材（人財）となるべく、自信と誇りを持って成長し続けるための道しるべとして策定された。

#### ※15 統一的な基準による公会計の整備

国から固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示された。平成27年1月23日には、原則として、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用するよう要請があった。

#### ※16 公共施設等資産マネジメント計画

平成26年4月22日に総務省から全自治体に対して公共施設等総合管理計画の策定が要請され、計画策定のための指針が示された。この指針に基づいて策定される公共施設等の管理の基本的な方針となる計画

#### ※17 繰出基準

地方公営企業の経営に要する経費は、経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算制が原則とされるが、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等は、一般会計等から負担するものとされている。この経費負担の基準については、毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されている。

## ※18 里親制度

市民の皆さんに市内の道路や公園の里親になっていただき、自分の施設であるかのような愛情を持って清掃などのお世話をしていただくボランティア活動のこと

## ※19 つくば市市民協働ガイドライン

市民、市民団体、企業及び行政が対等な立場でお互いに良きパートナーとして、役割を分担し地域課題の解決に取り組むため、平成21年4月に策定された。

## ※20 つくば市民活動のひろば

市民が市民活動の情報を共有することで、つながりを生み出し、市内のコミュニティの更なる活性化及び市民協働を推進するため、ソーシャル・ネットワーキング・サービスのFacebook（フェイスブック）を活用したコミュニティづくりのページを構築

## ※21 つくば市出前講座

市民の方が主催する集会等に市の職員が講師として出向き、市の業務や施策について説明するもので、57の講座メニュー（平成27年4月現在）がある。

## ※22 スローガン「つくば、ホンモノ！」

つくば市には良いもの、質の高いもの（ホンモノ！）が多く存在しており、それを現す総称。特に「科学」、「自然」、「教育」、「豊かな生活」、「国際性」の5つの柱をつくば市が有する特徴ととらえ、これらに関する、つくば市の魅力を積極的に発信する。

また、同時に、「つくば、ホンモノ！」という言葉はつくば市の目標を示す言葉でもあり、市役所をはじめとし、市民や事業者、研究所、学術機関等つくば市に関わるすべての関係者と一緒により良いつくば市にしていきたいという希望を含めた言葉である。





つくば市 総務部 行政経営課

〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1

電話：029-883-1111（代表）

ファックス：029-868-7624

メール：pln010@info.tsukuba.ibaraki.jp